

発議第4号

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例について

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 車 戸 明 良

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔
杉 本 健 三
伊 嵩 明 博
小井戸 真 人
谷 澤 政 司
藤 江 久 子
村 瀬 祐 治
松 葉 晴 彦
水 口 武 彦
松 山 篤 夫
牛 丸 博 和
倉 田 博 之
丸 山 肇
中 箴 博 之

提案理由

常任委員会の所管を変更するため改正しようとする。

高山市議会委員会条例の一部を改正する条例

高山市議会委員会条例（昭和42年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>支所の地域振興課</u>の所管に関する事項</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>(2) 福祉保健委員会 9人</p> <p>ア <u>市民福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>市民福祉課</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) 文教経済委員会 9人</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>産業振興課</u>の所管に関する事項</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 9人</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>基盤整備課</u>の所管に関する事項</p>	<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画委員会 9人</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>市民部</u>の所管に関する事項</p> <p>オ <u>支所の企画管理部、財務部及び市民部関係</u>の所管に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>キ (略)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p>シ (略)</p> <p>(2) 福祉保健委員会 9人</p> <p>ア <u>福祉部</u>の所管に関する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>福祉部及び保健部関係</u>の所管に関する事項</p> <p>(3) 文教経済委員会 9人</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>農政部及び商工観光部関係</u>の所管に関する事項</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(4) 基盤整備委員会 9人</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 支所の<u>基盤整備部及び水道環境部関係</u>の所管に関する事項</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。